

有資格業者の皆様へ

国土交通省 北陸地方整備局

発注者綱紀保持に ご協力願います

北陸地方整備局は、国民の信頼を確保するため、

- ① 発注事務に関する情報管理の徹底
- ② 事業者等との応接方法
- ③ 事業者等からの不当な働きかけに対する報告の徹底
- ④ 執務室の環境整備

などを定め、発注事務に係る綱紀の保持に努めています。

■以下の点に、ご注意ください■

秘密の漏洩防止等のため、執務室への自由な入室を制限しています。

～ ご用の方は、受付又はカウンターで付近の職員にお声かけください ～

オープンな場所での打合せをお願いしています。

～ 原則、複数の職員で対応することとしています ～

指名通知又は競争参加資格確認通知を受けてから入札を執行するまでの間は、営業に関する面会はお断りしています。

※詳しくは、

北陸地方整備局ホームページ(<http://www.hrr.mlit.go.jp/>)へ

ホーム > 情報公開 > 発注者綱紀保持 からご覧ください。

「不当な働きかけ」は、記録・公表されます！

「不当な働きかけ」とは

1. 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為
2. 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為
3. 非公開又は公開前における予定価格又は低入札価格調査制度の調査基準価格(これを推測できる金額を含む。)に関する情報漏洩要求行為
4. 入札参加者についての公表前における情報漏洩要求行為
5. その他、事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為

〔具体例〕



《 事業者と官製談合防止法※ 》

※入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律

官製談合防止法は、一見すると公務員のみにも適用され「事業者」には関係ない法律のように思われるかもしれませんが、しかしながら、刑法第65条第1項に「身分犯の共犯」についての定めがあり、これによって「事業者」の社員が官製談合防止法第8条に違反した「職員」の共犯とされた判例もあります。
(名古屋地裁H29.2.21判決)

■官製談合防止法 第8条(職員による入札等の妨害)

職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

■刑法 第65条(身分犯の共犯)

犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であっても、共犯とする。

国土交通省 北陸地方整備局

新潟市中央区美咲町1-1-1 TEL025-280-8880 (担当:適正業務管理官)

北陸地方整備局発注者綱紀保持規程(抜粋)

平成18年11月7日
一部改正 平成26年 4月1日

(秘密の保持)

第4条 発注担当職員は、落札前における予定価格及び競争参加業者名その他の発注事務に関する秘密を保持しなければならない。当該発注事務に係る発注担当職員(当該秘密に係る情報管理総括責任者並びに情報管理責任者及び業務上取り扱う者として指定された者に限る。)でない職員その他の者にこれを教示若しくは示唆をし、又は発注事務の目的以外の目的のために利用してはならない。

2 発注担当職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 秘密に関する書類(その写し及び記録媒体を含む。次号において同じ。)を庁舎外に持ち出し、送付(電磁的方法によるものを含む。)をし、その他これに類すること(発注事務の必要上庁舎外の他の発注事務を担当する部署に送付する場合その他やむを得ない理由があるものとして、情報管理総括責任者の承諾を得た場合を除く。)

二 正当な理由なく、秘密に関する書類の全部又は一部を謄写し、又は複製すること

3 職員は、前二項の規定に違反する行為を教唆し、又は幫助してはならない。

(事業者等との応接方法)

第5条 発注担当職員は、事業者等と接するときは、公平かつ適正に行い、一部の事業者等を差別的に取り扱ってはならない。

2 発注担当職員は、事業者等との応接に当たっては、国民の疑惑や不信を招かないようこれを行い、必要最小限にとどめるものとする。この場合においては、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応するものとする。これによることができない場合は事前に所属長等(応接しようとする者が所属長等であるときは、その上司)の承諾を得るものとする。

(執務環境の整備等)

第13条 局長は、北陸地方整備局の発注における仕様書及び設計書の作成を担当する課又は室(第2号において「担当課室」という。)の執務室(第1号において単に「執務室」という。)について、次に掲げる事項の実施その他の秘密の漏洩の防止を図るために必要な措置を講じるものとする。

一 掲示等により執務室への自由な出入りが制限されている旨を周知すること。

二 担当課室の発注担当職員が事業者等と応接するための受付カウンター等オープンな場所を確保すること。

営業に関する面会の制限

指名通知又は競争参加確認通知を受けてから入札を執行するまでの間は、営業に関する面会をご遠慮ください。

国土交通省 北陸地方整備局

新潟市中央区美咲町1-1-1 TEL025-280-8880

(担当：適正業務管理官)

信頼を得るために

国土交通省 北陸地方整備局

複数の職員で
応接を！

オープン・スペースで
応接を！

執務室へは
ご遠慮を！

カウンターで
お声をかけを！

ご協力をお願いします。



国家公務員との接触について

～国家公務員の倫理の保持に御協力ください～

国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程では、国家公務員が利害関係のある事業者から金銭・物品の贈与を受けることや接待を受けることなどを規制しています。

国家公務員自身が襟を正すことは当然ですが、皆様の御理解・御協力をお願いします。

Q1 具体的にどのようなルールがあるのでしょうか？

A

国家公務員は、利害関係者から贈与や接待を受けることなど、国民の疑惑や不信を招く行為が禁止されています。具体的には、以下のような行為です。

- 金銭・物品の贈与を受けること
- 飲食の提供などの接待を受けること
- 無償でサービスの提供(車による送迎など)を受けること
- 一緒に麻雀・ゴルフ・旅行をすること など

また、利害関係がない事業者からであっても、繰り返し物品の贈与を受けたり、高額の接待を受けたりすることは禁止されています。

Q2 「利害関係者」とは誰のことですか？

A

利害関係者とは、国家公務員の権限の行使や契約の相手方です。具体的には、以下に掲げる者です。

- 許認可等、補助金の交付の申請をし、又は受けている事業者等
- 立入検査、監査又は監察の対象となっている事業者等
- 不利益処分を受ける場合又は行政指導を受けている事業者等
- 国の機関と契約をする事業者等
- 事業行政の対象となる事業を行っている事業者等

Q3 国家公務員と一緒に飲食をすることは認められないのでしょうか？

A

国家公務員は利害関係者から飲食の費用の提供を受けることが禁止されていますが、利害関係がある国家公務員であっても、国家公務員が自己の飲食に要する費用を自ら負担する場合(割り勘の場合)には、一緒に飲食をすることは認められています。

Q4 利害関係のある国家公務員に祝儀や香典を渡すことはできるのでしょうか？

A

祝儀・香典などの名目や金銭の多寡にかかわらず、認められていません。

Q5**利害関係のある国家公務員が当社を訪問する際に、会社の車で送迎することは問題ありませんか？****A**

原則として認められていません。

Q6**国家公務員に講演や原稿執筆を頼むことはできますか？****A**

国家公務員が講演や原稿執筆を引き受けること自体は禁止されていません。なお、講演料や原稿料の額については省庁ごとに基準が定められているため、依頼する国家公務員に御相談ください。

Q7**利害関係のある国家公務員と一緒にゴルフや旅行をしても問題ありませんか？****A**

たとえ割り勘であったとしても、認められていません。過去に、国家公務員が利害関係者と一緒にゴルフをしたり、一緒に旅行に行ったりした際に、過剰な接待を受けていたことから禁止されているものです。

Q8**国家公務員との接触のルールについて更に詳しく教えてください。****A**

国家公務員倫理審査会のHPに詳しい資料を掲載していますので御覧ください。

また、疑問がある場合には、国家公務員倫理審査会に設置している公務員倫理ホットラインで公務員倫理に関する相談を受け付けています。なお、公務員倫理ホットラインや国家公務員の所属省庁が設置する窓口では、倫理規程に抵触する行為の通報も受け付けています。

国家公務員倫理審査会HP国家公務員倫理審査会 **検索****公務員倫理ホットライン** (匿名での相談・通報も受け付けています)**電話** 03-3581-5344

(土・日・祝日及び12/29～1/3までを除く、9:30～18:15)

FAX 03-3581-1802**郵送** 〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3**WEB** **公務員倫理ホットライン** **検索**

※ 相談・通報者の指名等は窓口限りにとどめるなど、相談・通報したことを理由として相談・通報者が不利益な取扱いを受けることがないよう万全を期しています。

※ 倫理法・倫理規程は、一般職の国家公務員に適用されるものであり、大臣、国会議員、裁判所職員等の特別職の国家公務員や地方公務員などは適用対象外です。

リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

国家公務員倫理審査会事務局 (<http://www.jinji.go.jp/rinri/>)

平成29年10月